

「しまね循環型社会」
の形成に向けた数値目標の
進捗状況調査報告書

【平成30年度実績】

令和2年3月

1. 発生抑制目標に対する進捗状況

■ 目 標

「第3期しまね循環型社会推進計画」では、県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県内から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物は、発生抑制自体になじまないため目標設定は行わないものとします。

- ①一般廃棄物：基準年(H25)に対し、令和2年度の排出量を5%以上削減する。
- ②産業廃棄物：基準年(H25)に対し、令和2年度の排出量の増加を1%以下に抑制する。
※産業廃棄物は農業を除く。

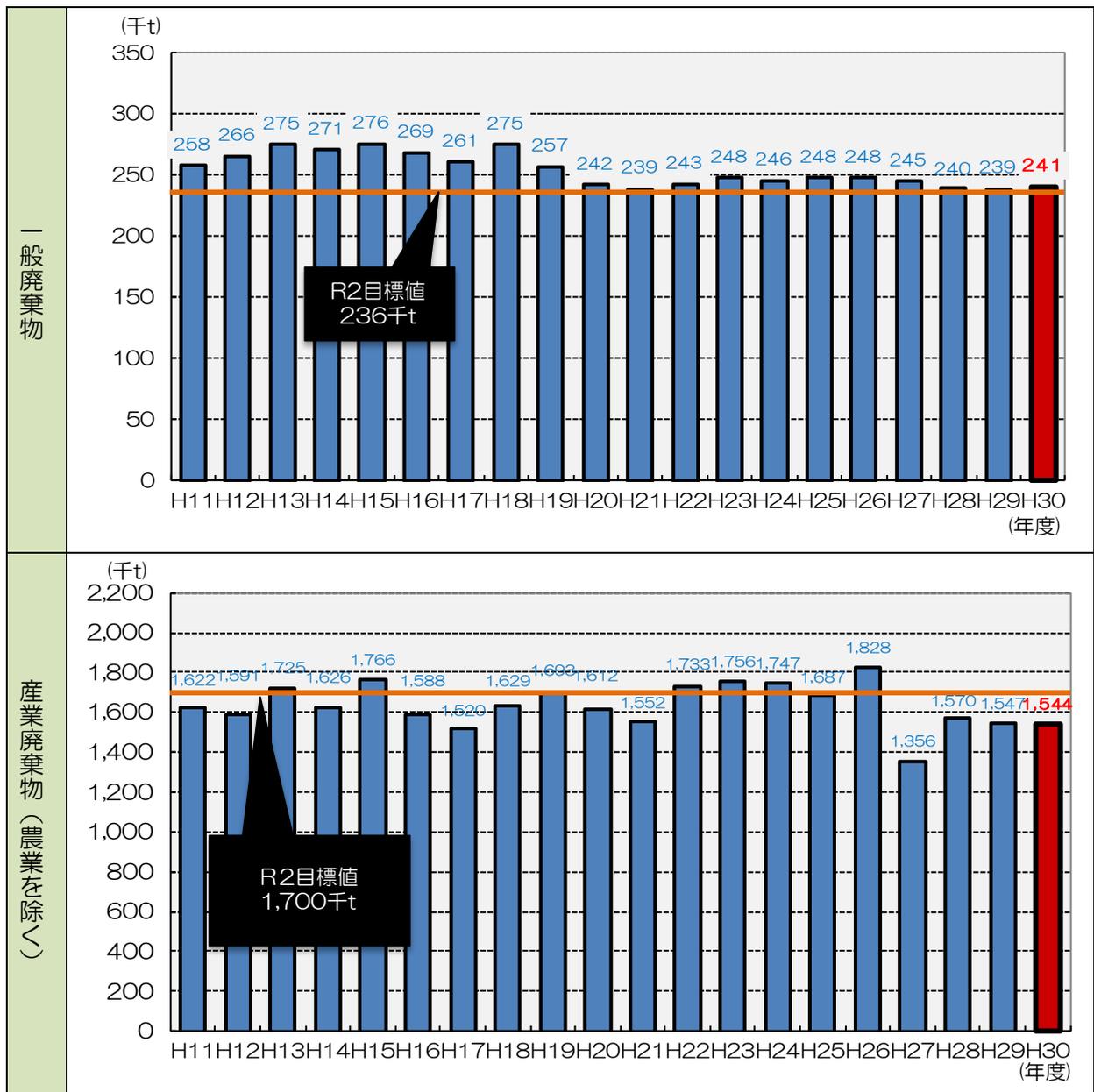
■ 排出量

	実		績	
	一般廃棄物		産業廃棄物(農業を除く)	
H11	258千 t	—	1,622千 t	—
H12	266千 t	—	1,591千 t	—
H13	275千 t	—	1,725千 t	—
H14	271千 t	—	1,626千 t	—
H15	276千 t	—	1,766千 t	—
H16	269千 t	—	1,588千 t	—
H17	261千 t	—	1,520千 t	—
H18	275千 t	—	1,629千 t	—
H19	257千 t	—	1,693千 t	—
H20	242千 t	—	1,612千 t	—
H21	239千 t	—	1,552千 t	—
H22	243千 t	—	1,733千 t	—
H23	248千 t	—	1,756千 t	—
H24	246千 t	—	1,747千 t	—

(注) 一般廃棄物については実績値（収集ごみ、直搬ごみ、自家処理量、集団回収量及び災害廃棄物（「一般廃棄物処理の現況」においてH25から別区分）の合計値）
産業廃棄物については、多量排出事業者の実績に基づく推計値（H11、H16、H20、H25及びH30は島根県産業廃棄物実態調査に基づく推計値）

	実		績	
	一般廃棄物		産業廃棄物(農業を除く)	
H25	248千 t	【100】	1,687千 t	【100】
H26	248千 t	【100】	1,828千 t	【108.4】
H27	245千 t	【98.8】	1,356千 t	【80.1】
H28	240千 t	【96.8】	1,570千 t	【93.1】
H29	239千 t	【96.4】	1,547千 t	【91.7】
H30	241千 t	【97.2】	1,544千 t	【91.5】
目標 R2	236千 t	【95】	1,700千 t	【101】

(注) 一般廃棄物については実績値(収集ごみ、直搬ごみ、自家処理量、集団回収量及び災害廃棄物(「一般廃棄物処理の現況」においてH25から別区分)の合計値)
 産業廃棄物については、多量排出事業者の実績に基づく推計値(H11、H16、H20、H25及びH30は島根県産業廃棄物実態調査に基づく推計値)
 【 】内の数値は基準年(H25)を100とした場合の比率



■現状と課題

【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の排出量は、平成15年度の276千tをピークに減少に転じ、その後若干増加した年度もありましたが、平成28年度以降ほぼ横ばいです。 平成30年度の排出量は241千tですが、7月に発生した豪雨による災害ごみ1,825tが含まれています。 平成18年度に一時的に排出量が大きく増加していますが、同年、発生した大規模な水害により災害ごみが排出されたことが原因と推察されます。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の排出量は、236千 t を目標値としています。 平成30年度の一般廃棄物の排出量は、目標値を5千 t 程度上回っており、さらに削減が必要です。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 島根県の一般廃棄物の排出割合は、生活系一般廃棄物が約70%、事業系一般廃棄物が約30%となっています。 家庭における廃棄物の削減には、県民のライフスタイルの転換に加え、ごみとなるものを持ち込まない、ものを長く使用するための行動など2R（リデュース・リユース）の取組を積極的に進めていく必要があります。 ごみの排出抑制の啓発方法について、若い世代や中高年層に対して、それぞれの生活スタイルに合わせた情報を提供することが大切です。 事業者には、自らが率先して廃棄物の発生抑制のための自主的な取組を行うよう社員教育を行う必要があります。 また、容器包装類の削減や繰り返し使える商品、長く使用できる商品の開発に取り組んでいる事業者に対して、社会的に評価される仕組み等が必要です。 島しょ部である海士町、西ノ島町、隠岐の島町では、1人1日当たりの排出量が島根県平均を上回る状況にあります。これらの町は直接搬入ごみの割合が大きいため、ごみ処理施設への搬入時には分別徹底や資源化の促進について指導していくことが必要です。また、離島地域といった特殊性を考慮し、ごみを島内に持ち込まない、家庭からごみをできるだけ出さないなどの取組が課題としてあげられます。 生活系、事業系ともに可燃ごみの割合が大部分を占めるため、可燃ごみの削減を推進していく必要があります。可燃ごみに多く含まれる生ごみに対しては、食品ロス対策や生ごみの堆肥化などを県民やNPO法人等、事業者と連携し、進めていくことが必要と考えられます。 一般廃棄物の排出抑制のため、県民や事業者による分別徹底や2R（リデュース・リユース）への理解や必要性について啓発し、各主体との連携強化を図る必要があります。

【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物の排出量は、一般的に景気の動向などに大きく左右される傾向があり、変動を繰り返しながら推移しています。平成30年度は1,544千tと概ね前年度と同程度でした。 • 島根県内の特徴として、産業廃棄物の排出量全体の67%をがれき類、ばいじん、汚泥が占めており、排出量の増減に大きく影響される傾向にあります。 • がれき類は土木工事等、ばいじんは石炭火力発電所、汚泥は流域下水道からの排出量が多くを占めています。 • 平成30年度は、火力発電所の稼働日数が減少し、ばいじんの排出量が減少しています。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物の排出量は、1,700千tを目標値としています。 • 平成30年度の産業廃棄物の排出量は、目標値を達成しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 島根県の産業廃棄物の排出量において、がれき類、ばいじん、汚泥の3種類の排出量の動向が大きく影響しています。ばいじんと汚泥は火力発電所と流域下水道からの排出が圧倒的に多く、景気動向の影響が少ないため、毎年一定量排出されています。 • ばいじんについては火力発電所の稼働状況によって、排出量が大きく左右されるため、石炭の燃焼後に発生するばいじんを低減させる原料の調達や発電の効率化による原料の削減等で、ばいじんの発生を抑制できることが考えられます。 • がれき類については、土木・建設事業の動向に大きく影響を受けるため、工事現場にてリサイクル製品の利用などによる廃棄物の削減や分別の徹底を図っていく必要があります。 • 県内での経済活動を活発に行いながら産業廃棄物の排出量が増加しないよう、産業廃棄物の適正な処理と事業者の排出抑制に関する取組を更に推進し、可能な限り排出量の削減を図っていくことが課題としてあげられます。

2. 最終処分目標に対する進捗状況

■目 標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物については、現状において最終処分の実態がないことから、目標設定は行わないものとします。

①一般廃棄物：基準年(H25)に対し、令和2年度の最終処分量を12%以上削減する。

②産業廃棄物：基準年(H25)に対し、令和2年度の最終処分量を4%以上削減する。

※産業廃棄物は農業を除く。

■最終処分量

	実		績	
	一般廃棄物		産業廃棄物	
H11	55千 t	—	441千 t	—
H12	58千 t	—	160千 t	—
H13	51千 t	—	262千 t	—
H14	49千 t	—	269千 t	—
H15	50千 t	—	433千 t	—
H16	46千 t	—	389千 t	—
H17	47千 t	—	356千 t	—
H18	59千 t	—	285千 t	—
H19	43千 t	—	384千 t	—
H20	39千 t	—	411千 t	—
H21	35千 t	—	373千 t	—
H22	32千 t	—	550千 t	—
H23	23千 t	—	430千 t	—
H24	22千 t	—	276千 t	—

(注) 一般廃棄物については実績値（災害廃棄物含む（「一般廃棄物処理の現況」においてH25から別区分））

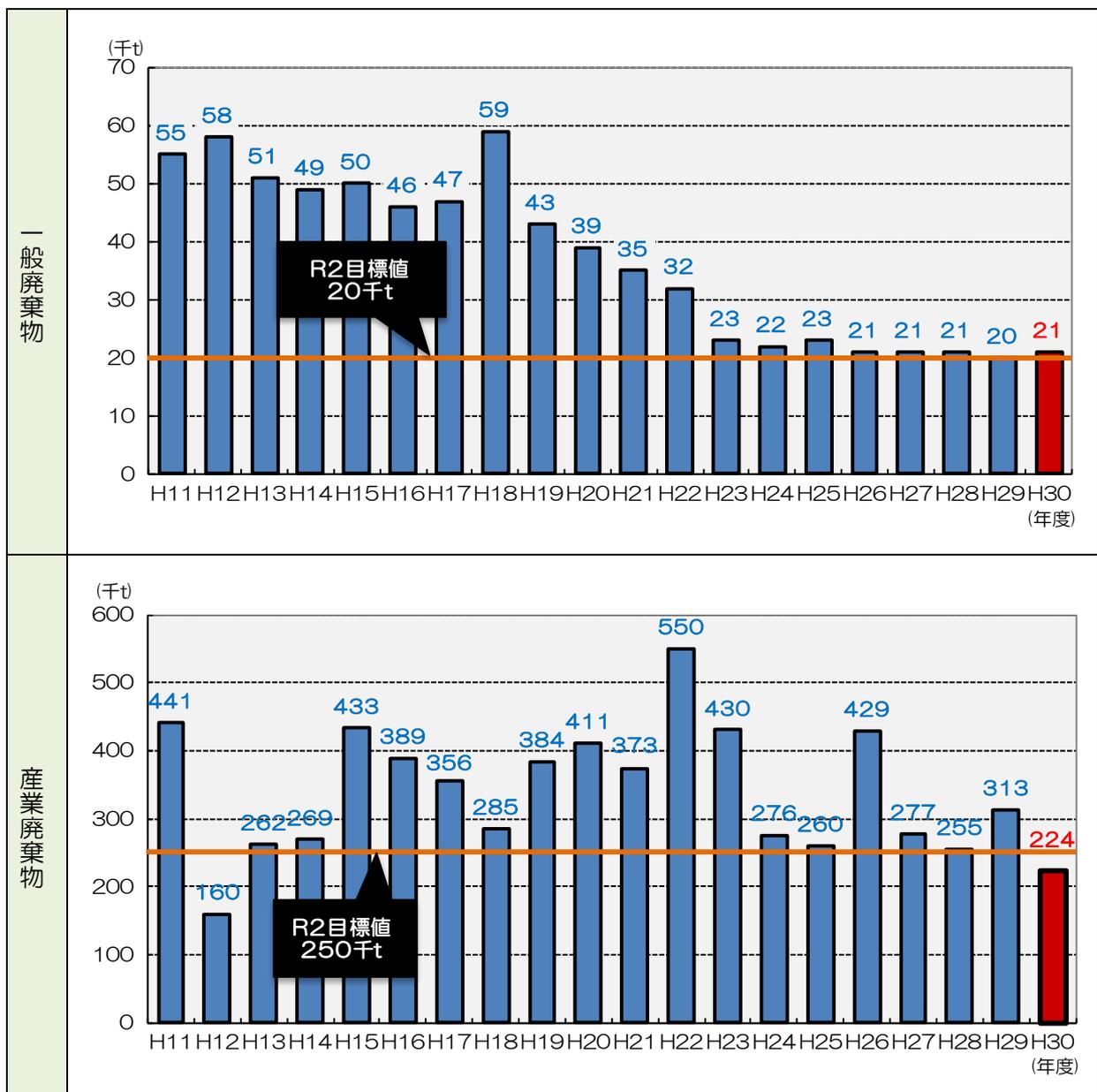
産業廃棄物については県外からの搬入を含む。H11からH16は処分容量の実績に基づく推計値、H17からH30は実績値。

	実		績	
	一般廃棄物		産業廃棄物	
H25	23千 t	【100】	260千 t	【100】
H26	21千 t	【91.3】	429千 t	【165】
H27	21千 t	【91.3】	277千 t	【106.5】
H28	21千 t	【91.3】	255千 t	【98.1】
H29	20千 t	【87.0】	313千 t	【120.4】
H30	21千 t	【91.3】	224千 t	【86.2】
目標 R2	20千 t	【88】	250千 t	【96】

(注) 一般廃棄物については実績値（災害廃棄物含む（「一般廃棄物処理の現況」においてH25から別区分））

産業廃棄物については県外からの搬入を含む。H11からH16は処分容量の実績に基づく推計値、H17からH30は実績値。

【 】内の数値は基準年（H25）を100とした場合の比率



■現状と課題

【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 一般廃棄物の最終処分量は、調査開始当初から概ね減少傾向にあり、平成23年度からは概ね横ばい推移が続いています。平成30年度最終処分量は21千tとなっています。 • 平成30年度最終処分量には、7月に発生した豪雨による災害ごみ231tが含まれていますが、災害ごみを含めても概ね横ばいで推移しています。 • 平成18年度に一時的に最終処分量が大きく増加していますが、これは大規模な水害によって発生した災害ごみの埋立によるものと推察されます。 • 平成23年度から最終処分量が大きく減少している主な要因は、松江市の一般廃棄物焼却溶融施設が新たに稼働開始し、焼却残渣の有効利用により最終処分量が大きく削減したためです。 • 調査開始からの最終処分量の減少の要因には、ごみの再生利用の促進により直接埋立や不燃ごみ等の破碎圧縮残渣の埋立が減少したことがあげられます。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> • 一般廃棄物の最終処分量は、20千tを目標としています。 • 平成30年度最終処分量は、目標値を1千t上回っており、さらに削減が必要です。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 最終処分量は概ね目標値の数値を維持していますが、最終処分場の埋立容量には限りがあり、更なる削減が必要です。 • 分別徹底や中間処理施設にて資源物を回収することによって、直接埋立量を削減することができ、破碎によって、埋立物の容積を減らすことが、最終処分場の延命化につながります。 • 可燃ごみ等の焼却残渣の有効利用は、焼却施設の処理方式によるため、今後の施設更新時期に合わせて検討していくことが必要と考えられます。 • ごみの排出量自体の削減や分別徹底を図るために、ごみになるものを家庭に持ち込まない、ものを長く使うなどの2R（リデュース・リユース）を推進し、リサイクル製品・サービスの情報提供を行うなどの取組をさらに進めていく必要があります。

【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 最終処分量は、セメント資材などの需要増によるばいじんの再資源化が進んだことなどにより、平成22年度をピークに減少傾向にあります。 • 平成30年度 of 最終処分量は224千tと前年度より大幅に減少しています。 <p style="margin-left: 20px;">（※ 島根県においては、火力発電所から発生するばいじんの最終処分量の割合が大きいので、最終処分量の推移は、排出量と同様に、火力発電所に起因する最終処分量の増減に大きく影響される傾向があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成22、26年度の大幅な増加については、公共工事減少に伴う再生利用品の需要の減少がひとつの要因と考えられます。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物の最終処分量は、250千 t を目標としています。 • 平成30年度 of 最終処分量は、目標値を36千 t 下回っています。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 平成30年度 of 最終処分量の減少は、火力発電所から発生する最終処分量の減少が要因です。 • 火力発電所から発生するばいじんや燃えがらは、セメント原料や土木資材等への再生利用が行われており、土木建築工事や環境修復事業などに有効利用されています。しかしながら、土木建築工事での有効利用には、需要の変動があり、最終処分量の削減のためには、さまざまな分野での再生利用の拡大が必要と考えられます。 • ばいじん以外で最終処分量に比較的大きなウエイトを占めているがれき類、汚泥、鉱さいなども景気に左右されがちですが、発生段階での削減に加え、リサイクル製品の利用拡大などが課題としてあげられます。 • 産業廃棄物の発生を最小限に抑え、リユース品やリサイクル製品の利用による最終処分量の削減が必要です。

3. 再生利用目標に対する進捗状況

■目 標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用率の目標を次のとおりとしています。なお、農業（家畜ふん尿）に関しては、平成11年に制定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく適切な再生利用率の目標を設定しています。

- ①一般廃棄物：R2の再生利用率を、25%以上とする。
- ②産業廃棄物（農業を除く）：R2の再生利用率を、57%以上とする。
- ③産業廃棄物（農業（家畜ふん尿））：R2の再生利用率を、100%とする。
- ④産業廃棄物（農業（廃プラ））：R2の再生利用率を、85%以上とする。

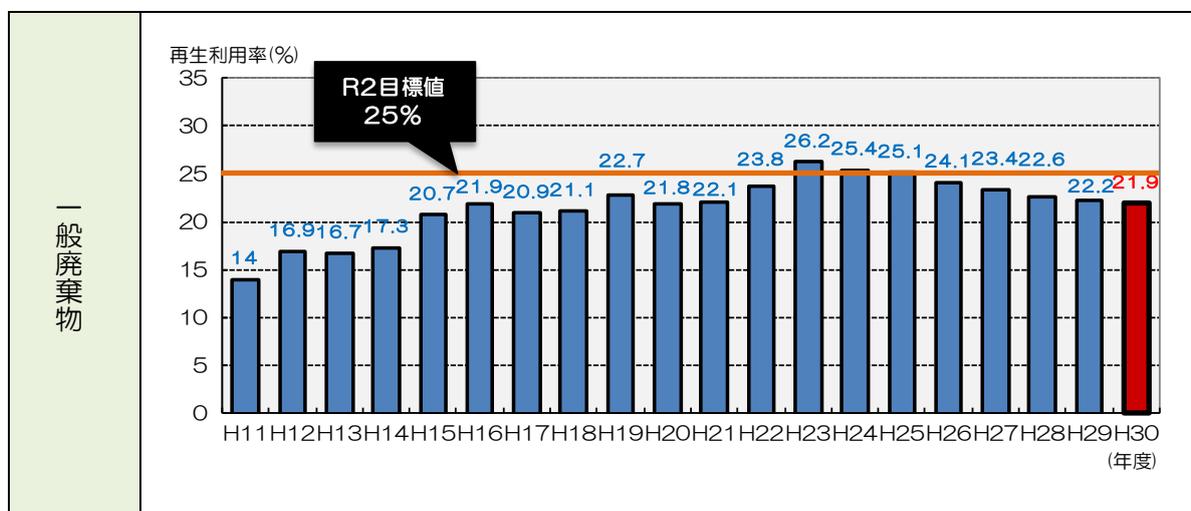
■再生利用率

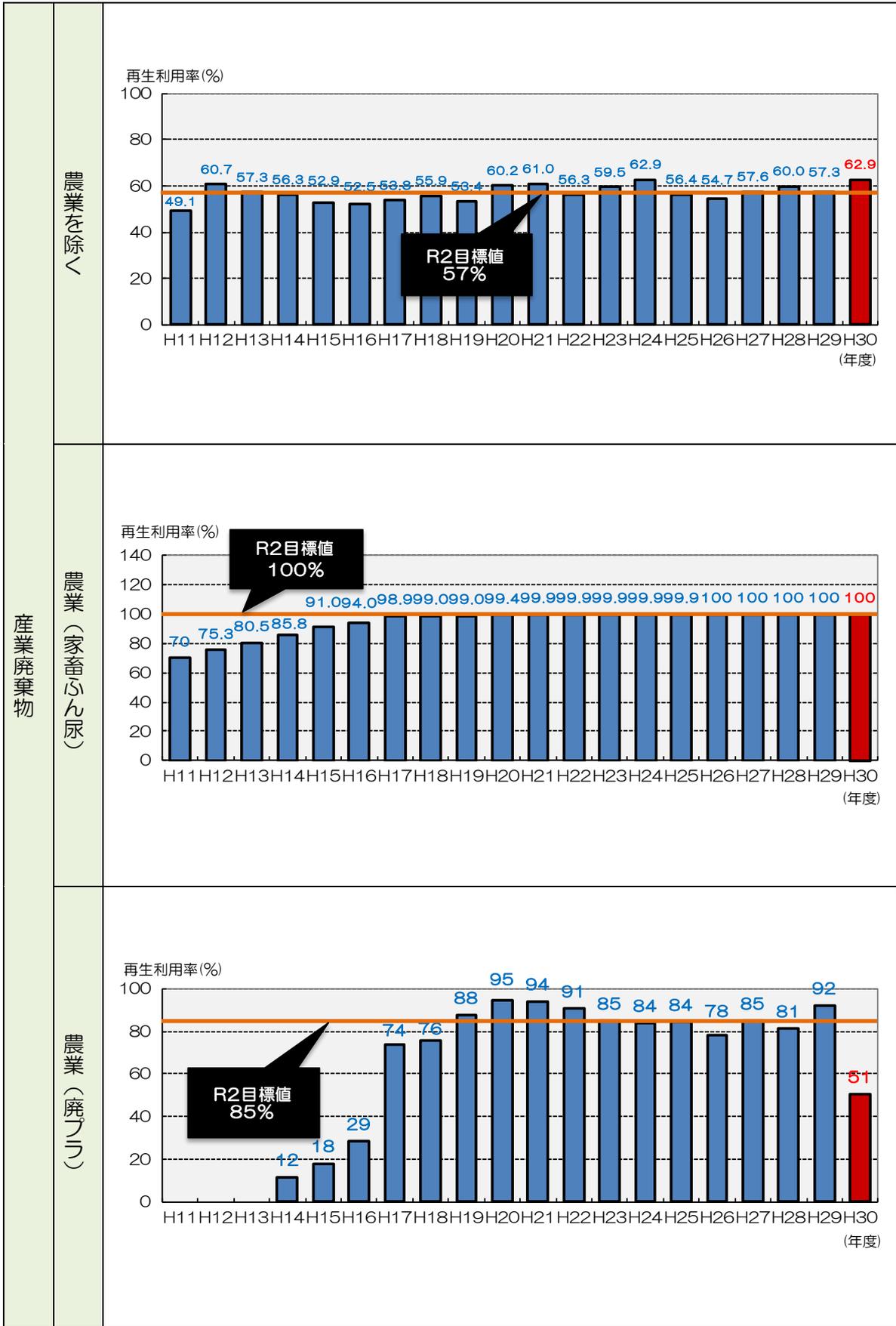
	実 績			
	一般廃棄物	産業廃棄物		
		農業を除く	農 業 （家畜ふん尿）	農 業 （廃プラ）
H11	14% 【38千t】	49% 【797千t】	70% 【367千t】	—
H12	16.9% 【45千t】	60.7% 【966千t】	75.3% 【499千t】	—
H13	16.7% 【46千t】	57.3% 【988千t】	80.5% 【545千t】	—
H14	17.3% 【47千t】	56.3% 【916千t】	85.8% 【570千t】	12% 【0.07千t】
H15	20.7% 【57千t】	52.9% 【934千t】	91.0% 【617千t】	18% 【0.12千t】
H16	21.9% 【59千t】	52.5% 【833千t】	94.0% 【626千t】	29% 【0.21千t】
H17	20.9% 【55千t】	53.8% 【817千t】	98.9% 【653千t】	74% 【0.50千t】
H18	21.1% 【58千t】	55.9% 【911千t】	99.0% 【667千t】	76% 【0.50千t】
H19	22.7% 【58千t】	53.4% 【904千t】	99.0% 【665千t】	88% 【0.57千t】
H20	21.8% 【53千t】	60.2% 【969千t】	99.4% 【552千t】	95% 【0.55千t】
H21	22.1% 【53千t】	61.0% 【946千t】	99.9% 【657千t】	94% 【0.57千t】
H22	23.8% 【58千t】	56.3% 【976千t】	99.9% 【646千t】	91% 【0.47千t】
H23	26.2% 【65千t】	59.5% 【1,046千t】	99.9% 【632千t】	85% 【0.47千t】
H24	25.4% 【62千t】	62.9% 【1,098千t】	99.9% 【633千t】	84% 【0.51千t】

（注）一般廃棄物については実績値（災害廃棄物は含まない）
 産業廃棄物については推計値（H20に見直し、再計算したもの）、H20、H25及びH30は島根県産業廃棄物実態調査に基づく推計値
 【 】内の数値は再生利用量

	実績			
	一般廃棄物	産業廃棄物		
		農業を除く	農業 (家畜ふん尿)	農業 (廃プラ)
H25	25.1% 【62千t】	56.4% 【951千t】	99.9% 【699千t】	84% 【0.48千t】
H26	24.1% 【60千t】	54.7% 【1,000千t】	100.0% 【665千t】	78% 【0.38千t】
H27	23.3% 【57千t】	57.6% 【781千t】	100.0% 【706千t】	85% 【0.48千t】
H28	22.6% 【54千t】	60.0% 【942千t】	100.0% 【510千t】	81% 【0.49千t】
H29	22.2% 【53千t】	57.3% 【886千t】	100.0% 【525千t】	92% 【0.48千t】
H30	21.9% 【52千t】	62.9% 【971千t】	100.0% 【540千t】	51% 【0.32千t】
目標R2	25% 【59千t】	57% 【969千t】	100% 【674千t】	85% 【0.49千t】

(注) 一般廃棄物については実績値（災害廃棄物は含まない）
産業廃棄物については推計値（H20に見直し、再計算したもの）、H20、H25及びH30は島根県産業廃棄物実態調査に基づく推計値
【 】内の数値は再生利用量





■現状と課題

【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の再生利用率は、平成11年度以降、概ね上昇してきましたが、平成23年度を境に減少傾向となっています。平成30年度の再生利用率は21.9%となっています。 平成23年度には松江市の一般廃棄物焼却溶融施設が稼働開始し、処理残渣である溶融スラグ（一般廃棄物焼却溶融施設の残渣）の有効利用が開始されています。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の再生利用率は25%を目標としています。 平成25年度以降減少傾向が続き、平成30年度は目標値を下回っており、再生利用率の向上が必要です。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 焼却残渣の有効利用は、再生利用率の向上と最終処分量の削減に有効であるため、有効利用を行っていない市町村では、施設更新時期に合わせて処理方式の検討を行うことが必要と考えられます。 <p>※平成30年度現在の県内の一般廃棄物焼却溶融施設及び溶融設備がある焼却施設は、エコクリーン松江（松江市）、出雲エネルギーセンター（出雲市）、エコクリーンセンター（浜田地区広域行政組合（浜田市、江津市））及び益田地区広域クリーンセンター（益田地区広域市町村圏事務組合（益田市、津和野町、吉賀町））の4施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源ごみについては、新たな資源ごみの分別として、生ごみや草木、雑紙等の有効利用等を行うことが、再生利用率向上につながると考えられます。 焼却残渣である溶融スラグについては、土木資材（コンクリート二次製品等）などに有効利用されていますが、需要が土木工事等の動向に左右されるため、安定した利活用を進めるための体制が必要です。一方で、対応可能な需要量には限りがあるため、一般廃棄物焼却溶融施設で処理する可燃ごみ量を減らすことが必要です。 島しょ部の隠岐圏域では、島外のリサイクル業者等へ処理委託するための海上輸送の経費が嵩むため、ごみの再生利用が進んでいない状況です。そのため、隠岐圏内でのバイオマスを利用したリサイクルシステムの確立や島外への輸送方法の効率化などを検討するとともに、住民や事業者の協力により積極的に再生利用の促進を図ることが課題としてあげられます。 その他、県民の分別徹底の意識づけや、新たな資源化物の分別と資源化ルートの確立、資源を循環させるために再生利用商品の積極的な使用を図っていくことが必要です。

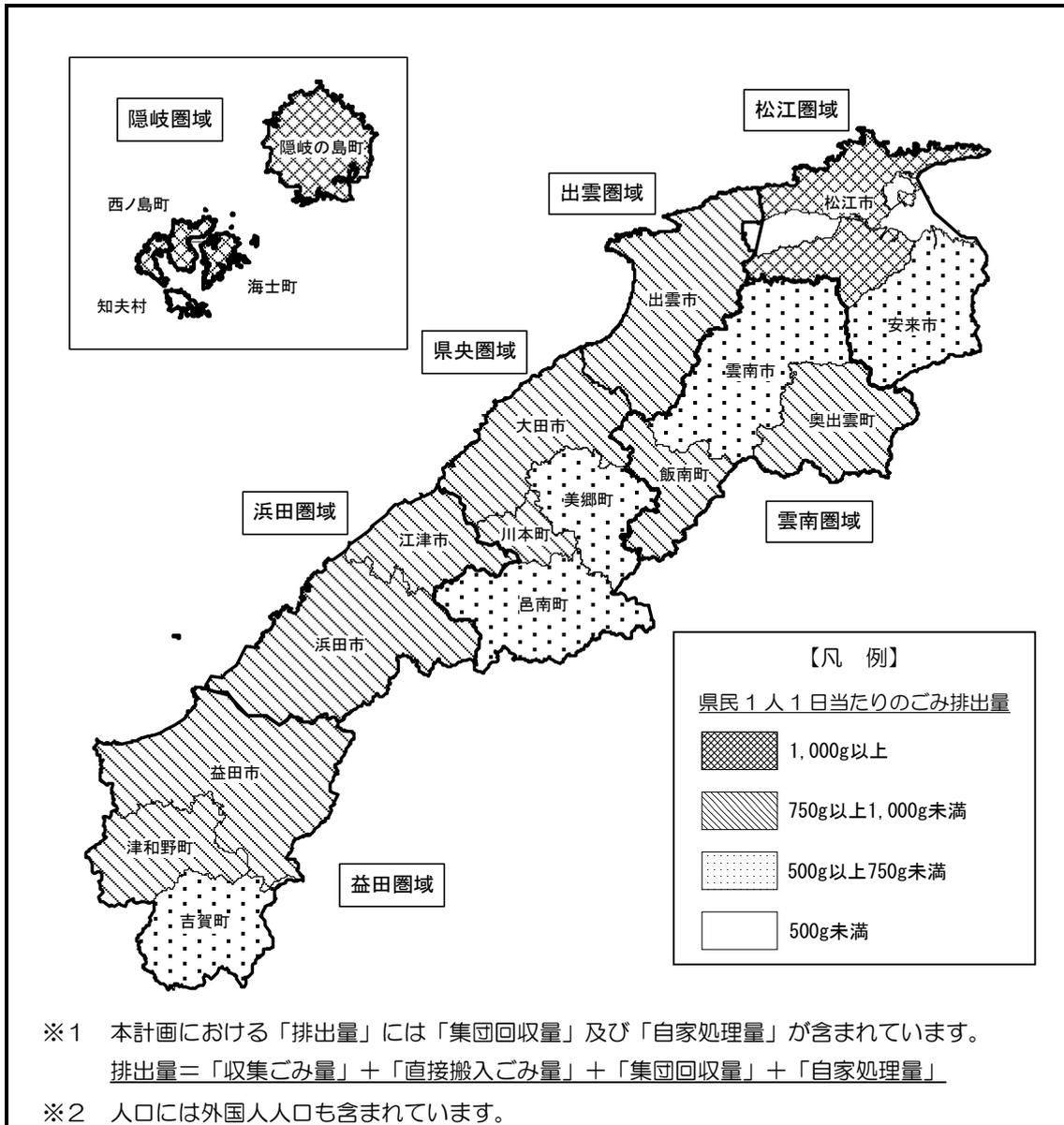
【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 農業を除く産業廃棄物の再生利用率は、概ね50%から60%の間を推移しており、平成30年度において62.9%となっています。 • 農業由来の産業廃棄物のうち家畜ふん尿の再生利用率については、平成30年度は100%となっています。 • 農業由来の廃プラスチック類の再生利用率については、平成17年度以降は70%以上で推移しており、平成20年度には95%まで増加しましたが、平成30年度は中国での廃プラスチックの輸入規制の影響で、処理委託先の変更等があり、再生利用率が減少しています。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> • 農業を除く産業廃棄物の再生利用率の目標値は57%としていますが、平成30年度は目標を達成しており、今後も維持が必要です。 • 農業の家畜ふん尿の再生利用率の目標値は、100%としており、目標を達成しています。 • 農業の廃プラの再生利用率の目標値は、85%としており、目標値を達成していません。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 農業を除く産業廃棄物については、再生利用等の技術開発及び施設設備への支援を行い、さらにリサイクル製品の公共調達及び民需での利用拡大を図る必要があります。 • また、事業者に対して、製造段階においてリサイクルしやすい素材開発や利用の促進を行い、廃棄物を再利用しやすいシステム作りを推進していくため情報提供や制度等が必要です。 • リユース品の活用が広がるように、リユース品が利用しやすい環境整備を推進していく必要があります。 • 農業由来の家畜ふん尿について目標値100%は達成しており、この再生利用率を維持していく必要があります。 • 農業由来の廃プラスチック類については、中国の廃プラスチックの輸入規制の影響により、平成30年度は再生利用率51%まで減少しました。国内で安定的な回収・処理体制の維持を図るため、県と関係団体が連携し、処理業者や優良事例等の情報提供を行っていく必要があります。

4. 市町村別の一般廃棄物排出量及び再生利用率の状況

一般廃棄物について、市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量及び市町村別の再生利用率を取りまとめました。

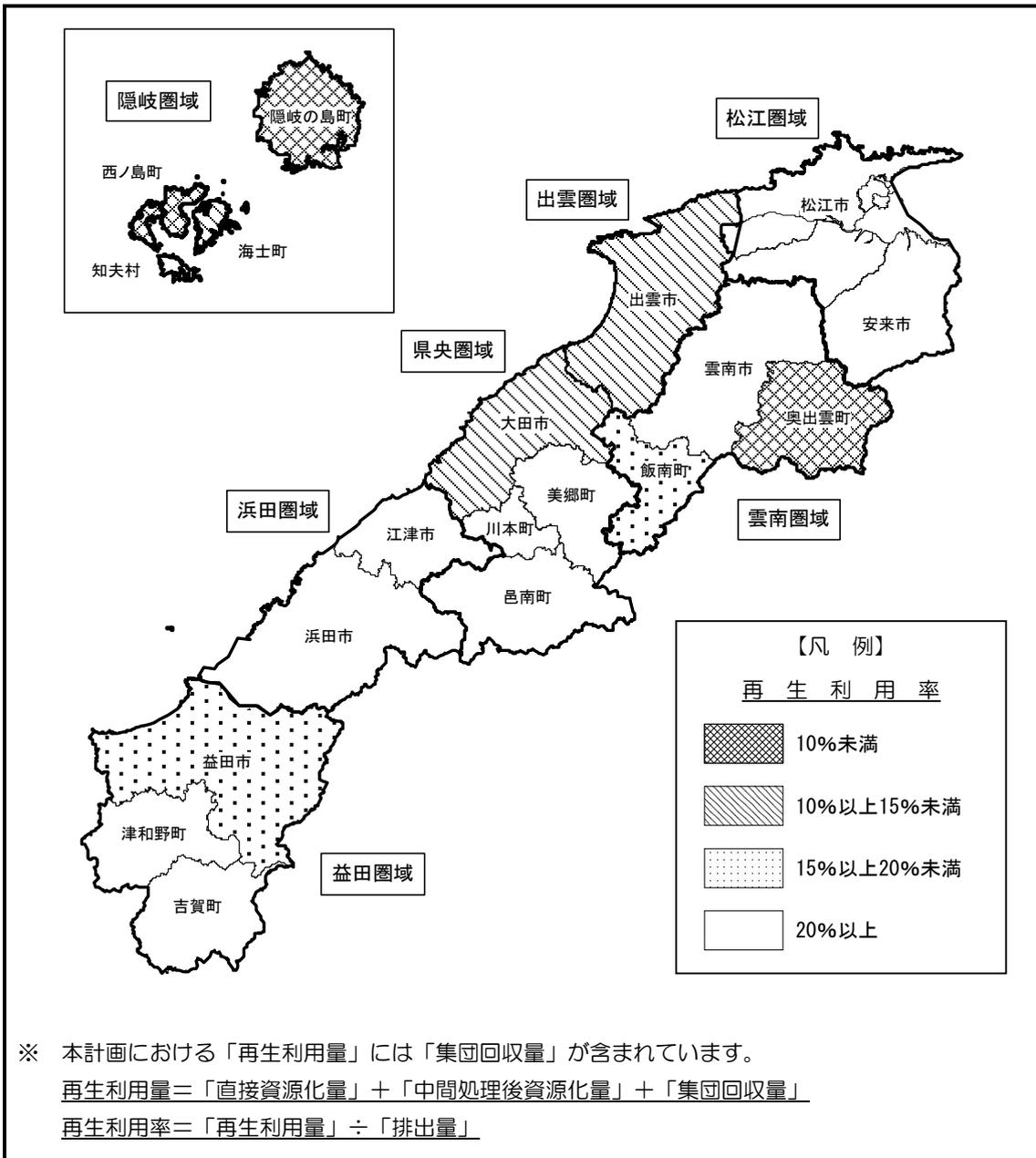
■市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量（平成30年度）



市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量（災害廃棄物は除く）（単位：g/人日）

市町村名	排出量	市町村名	排出量	市町村名	排出量	市町村名	排出量
松江市	1,068	安来市	730	川本町	902	海士町	1,351
浜田市	984	江津市	865	美郷町	684	西ノ島町	1,192
出雲市	941	雲南市	731	邑南町	725	知夫村	684
益田市	994	奥出雲町	830	津和野町	951	隠岐の島町	1,473
大田市	781	飯南町	825	吉賀町	742	島根県	954

■市町村別の再生利用率（平成30年度）



市町村別の再生利用率（災害廃棄物は除く）

市町村名	再生利用率	市町村名	再生利用率	市町村名	再生利用率	市町村名	再生利用率
松江市	27.7%	安来市	22.5%	川本町	30.7%	海士町	11.5%
浜田市	22.8%	江津市	21.8%	美郷町	41.2%	西ノ島町	7.0%
出雲市	12.6%	雲南市	49.9%	邑南町	39.1%	知夫村	34.6%
益田市	19.9%	奥出雲町	9.3%	津和野町	28.7%	隠岐の島町	6.1%
大田市	14.2%	飯南町	17.9%	吉賀町	25.2%	島根県	21.9%

■現状と課題

【市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 県民1人1日当たりのごみ排出量は、平成28年度に945gまで減少しましたが、平成30年度は県全体で954gと増加しています。 一方、環境省の一般廃棄物処理実態調査の結果と比較すると、平成25年度までは全国平均を下回っていましたが、現在は全国平均の最新値920g(平成29年度実績)より34g上回っています。 市町村ごとの1人1日当たりのごみ排出量は、松江市、島しょ部(海士町、西ノ島町、隠岐の島町)で1,000gを上回っており、他市町村より高い傾向にあります。 松江市等の都市部では、町村に比べ一般廃棄物の排出量に占める事業所からの排出割合が高いため、1人1日当たりのごみ排出量を高くする要因の一つになっていると推測されます。 島しょ部の隠岐圏域では、家庭系ごみの直接搬入ごみの排出割合が高く、離島地域特有の地域性等が影響していると考えられます。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 県全体では県民1人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度は954gであり、都市部や島しょ部では1,000g以上を排出する市町村があるため、排出量の削減を進めていく必要があります。 都市部においては、家庭から排出される一般廃棄物の削減を進めるとともに、事業所から排出される一般廃棄物(食物残渣、紙くず等)の排出削減を推進していく必要があります。 島しょ部の隠岐圏域においては、離島地域としての特殊性はあるものの、県民・NPO法人等・事業者、行政が一体となって排出量の削減に取り組む必要があります。特に、家庭系の直接搬入ごみの割合が高いことから、ごみ搬入時における分別徹底や資源化について指導していく必要があります。 直接搬入ごみには、ごみ処理施設へ搬入する時に可燃ごみや不燃ごみなどが混載し、雑多な状態で排出されることも多いため、搬入時において分別徹底を進めるなど、適正に処理する必要があります。 可燃ごみの占める割合が高い市町村は、1人1日当たりのごみ排出量が高くなる傾向があり、可燃ごみを減らすためには食品ロスの削減や資源ごみが他のごみに混入しないように分別徹底を啓発する必要があります。 また、県民が積極的に環境に配慮した製品やサービスを選択し、家庭にごみとなるものを持ち込まない、ものを長く使う等の2R(リデュース・リユース)の積極的な取組が必要です。

【市町村別の再生利用率】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村別の一般廃棄物の再生利用率については、市町村合併以前の平成11年度から可燃ごみのRDF化（ごみ固形燃料化）を図っていた雲南市（49.9%）をはじめ、川本町、美郷町、邑南町、知夫村など5市町村で再生利用率が30%を超えています。 • 平成30年度は、21.9%と全国の平均値20.2%（平成29年度）を上回っています。 • 隠岐圏域の島しょ部の町では、他の圏域に比べ再生利用率が低い傾向にあります。 • 隠岐圏域の再生利用率が低い要因として、島外のリサイクル業者への輸送費用が嵩むことより資源化対象物が限られていることがあげられます。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • ごみ排出量の増加と再生利用量の減少により、平成23年度の26.2%をピークに再生利用率は年々低下しています。 • 再生利用率の目標値を達成するためには、県民、NPO法人等、事業者、行政が一体となってさらに再生利用に関する取組を推進していく必要があります。 • 焼却残渣の有効利用や生ごみや草木等の有効利用については、施設整備や地域性があるため、導入について地域に合わせた調査検討が必要と考えられます。 • 資源ごみの排出量は年々減少しており、ペーパーレス化や容器包装の軽量化等により現状の資源ごみが大きく増加することは難しいと考えられます。2R（リデュース・リユース）を優先的に推進することにより、可燃ごみや不燃ごみを削減し、資源ごみの分別徹底の啓発を行うことが、再生利用率向上につながると考えられます。 • 再生利用率の低い隠岐圏域では、隠岐圏内で利用できるバイオマスの推進や島外への輸送方法の負担が軽減できるようなリサイクルシステムの検討が必要です。 県民・NPO法人等・事業者の協力により、積極的に再生利用の促進を図ることが必要です。 • 焼却残渣の有効利用や不燃ごみ等からの金属類の回収の効率化は、再生利用量の増加に有効ですが、設備が必要なため、今後、施設更新時期に合わせた処理方式の検討を行うことが必要と考えられます。